⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 8．～13.　［略］ ［第４～第６　略］	7．～12.　［同左］ ［第４～第６　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第２号（第15条関係） 第　期（　年　月　日現在）貸借対照表 年　月　日　作成 年　月　日　備付 住　所 信用組合名 理事（組合）長　氏名　印	**別紙様式第２号**（第15条関係） 第　期（　年　月　日現在）貸借対照表 年　月　日　作成 年　月　日　備付 住　所 信用組合名 理事（組合）長　氏名　印
［表略］	［同左］
（記載上の注意） １．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ⑴　［略］ ⑵　次に掲げる会計方針に関する事項 ［①～⑩　略］ ⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。） ⑫　［略］ ⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの ②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 ③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ⑷　［略］ ［削る。］	（記載上の注意） １．　［同左］ ⑴　［同左］ ⑵　［同左］ ［①～⑩　同左］ ［加える。］ ⑪　［同左］ ［加える。］ ⑶　［同左］ ⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）